

富岩運河環水公園 駐車場有料化検討業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

富岩運河環水公園は県内有数の入込数となっている観光地であるが、以前より公園利用者以外の長時間駐車等による慢性的な混雑が課題であった。

このため、令和5年度に実施した利用実態調査結果を踏まえ、効率的な駐車場運営や利便性向上を図るべく、官民連携による駐車場有料化の検討を行う。

2 委託業務の概要

(1) 委託業務名

富岩運河環水公園 駐車場有料化検討業務

(2) 業務内容

別紙1「富岩運河環水公園 駐車場有料化検討業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとお
り

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年12月24日まで

(4) 委託料の上限額

金2,350千円(消費税及び地方消費税を含む。)

※この上限額とは別に、契約手続の中で予定価格を設定する。

3 プロポーザル参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。
- (2) 対面又はオンラインにより行う打合せに、参加できる体制を整えていること。
- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続を適切に行っていること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる活動の目的とする団体ではないこと。
- (5) 本プロポーザルの公募開始の日から契約締結の日までの間、富山県の指名停止又は指名保留の措置期間中ではない者であること。
- (6) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続による再生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更正手続開始の申立て又は破産法(平成16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者ではないこと。
- (9) 駐車場の運営・経営を生業とする者ではないこと。
- (10) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 役員等(参加者が個人である場合にはその者を、参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時委託業務の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員であると認められること。
 - イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する

暴力団員をいう。以下同じ。)が経営に実質的に関与していると認められること。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められること。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められること。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること。

カ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していること。

4 参加手続

(1) スケジュール

参加申込書・質問書提出締切	: 令和6年5月7日(火)
企画提案書提出締切	: 令和6年5月13日(月)
書類審査実施期間	: 令和6年5月14日(火)～20日(月)
採択者決定予定日	: 令和6年5月21日(火)
契約締結予定日	: 令和6年5月21日(火)以降

(2) 提出書類・提出期限等

ア 参加申込み

本プロポーザルへの参加を希望される場合、申込書(様式第1号)を5月7日(火)17時までE-mail又は郵送にて提出する。(提出後、電話にて到達確認を行う。)

イ 質問

プロポーザルに関する質問は、質問書(様式第2号)により、5月7日(火)17時まで受け付ける。質問は原則としてE-mailによるものとし、電話及び口頭による質問は受け付けない。(提出後、電話にて到達確認を行う。)質問に対する回答は、5月9日(木)17時までに県ホームページ(「公募型プロポーザル」ページ)に掲載する。

ウ 企画提案書等

次の①～⑥の書類(1部)又はその電子データを収納した電子記録媒体を、令和6年5月13日(月)17時までE-mail又は郵送にて提出する。(提出後、電話にて到達確認を行う。)

①提案書(様式第3号)

②企画提案書(任意様式)

別紙の仕様書を踏まえた、周辺駐車場の現状整理、有料化手法の検討、管理運営委員会資料の作成などを、具体的かつ簡潔に提案する。

なお、提案書の作成にあたっては、効果的に調査業務を実施するための独自の提案や工夫についても記載する。

③経費見積書(任意様式)

④実施体制(任意様式)

⑤業務実績(任意様式)

⑥その他、参考となる資料(任意様式) ※必要に応じて提出

(3) 提出先

「7 問合せ先」と同じ。

5 審査方法等

(1) 審査方法

本プロポーザルにおいては、原則として、上記書類をもって書面による審査を実施するものとする。

(2) 審査基準

別紙2「富岩運河環水公園 駐車場有料化検討業務委託に係る公募型プロポーザル審査表」に記載のとおり

(3) 審査結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表する。なお、決定経緯、決定理由等に関する問い合わせには応じないものとする。また、非選定者に対する費用弁償はしない。

(4) 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ア 参加資格要件に定めた資格が備わっていないとき。
- イ 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- ウ 提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- エ そのほか不正な行為があったとき。

6 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用は、すべて参加者負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (2) 委託料には、受託者の旅費や必要となる郵送費等の一切の付帯費用を含むものとする。
- (3) 本プロポーザルは、都合により中止することがある。
- (4) 委託業務の趣旨に沿った効果的な提案であれば、仕様書に記載のない事項についても、新たな提案を妨げるものではない。（有料化した場合の事業スキームに関する提案など）
- (5) 委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

7 問合せ先

富山県土木部都市計画課公園緑地係
〒930-8501 富山市新総曲輪 1-7
TEL : 076-444-3348 (直通)
E-mail : atoshikeikaku@pref.toyama.lg.jp